

芦町監第6号
令和2年5月26日

芦北町長 竹崎 一成
芦北町議会議長 宮尾 秀行 様
芦北町教育長 岩田 繁義

芦北町監査委員 井川 良一

芦北町監査委員 古村 逸男

定期監査（出先等）の結果意見について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を別紙日程表のとおり実施しましたので、同条第9項の規定により報告します。

なお、各出先機関には、主管課から責任を持って結果の通知をお願いします。

記

（結果及び意見）

今回の定期監査は、各出先機関及び町有施設において実施したところ、予算の執行、各種申請関係、郵便切手の受払い、売上金等の公金の管理、施設の安全管理及び決裁の事務処理等は、概ね適正に行われている。

今後も各機関、施設の管理運営に当たっては、主管課との連携を密にし、効果的、効率的な運営を図るとともに、住民サービスの向上及び福祉の増進に資するよう、なお一層の努力を期待する。

（以上）

芦町監第28号
令和2年11月27日

芦北町長 竹崎 一成
芦北町議会議長 宮尾 秀行 様
芦北町教育長 岩田 繁義

芦北町監査委員 井川 良一

芦北町監査委員 古村 逸男

定期監査（小・中学校）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を別紙日程表のとおり実施しましたので、同条第9項の規定により報告します。

なお、学校には、主管課から責任を持って結果の通知をお願いします。

記

（結果）

各学校において、補助金関係・各種伝票綴り・施設使用関係書類、就学援助申請等の事務処理、郵便切手の受け払い、図書及び備品の確認等を行ったところ概ね適正であり、特に指摘するような事項はなかった。しかし、施設の老朽化が散見されるため、施設営繕等は計画的に実施されたい。

芦町監第32号
令和3年1月25日

芦北町長 竹崎 一成 様
芦北町議会議長 宮尾 秀行 様
芦北町教育長 岩田 繁義 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

令和2年度定期監査（本庁）の結果意見について（報告）
地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、同条第9
項の規定により報告します。

1 監査実施期間及び対象課等

令和3年1月13日(水)	上下水道課、農林水産課
〃 1月15日(金)	福祉課、住民生活課
〃 1月18日(月)	教育課、コミュニティセンター課
〃 1月19日(火)	商工観光課、建設課
〃 1月21日(木)	生涯学習課、税務課
〃 1月22日(金)	健康増進課、議会事務局、企画財政課
〃 1月25日(月)	総務課

2 監査の範囲及び方法

令和2年4月1日から12月31日までの財務(一般会計・特別会計)に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているか。また、経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを、提出された資料に基づき関係職員の説明を聴取して実施した。

3 監査の結果及び意見

本年度は、令和2年7月豪雨災害対策及び復旧復興対策と、未だ収束が見込めない新型コロナウイルス感染症対策で当初予算額を上回る補正予算額となる等、通常業務に加え業務が増大し苛烈な状況であるが、職員においては日々の着実な業務遂行に対し、慰労を申し上げるものである。

定期監査については、このような状況の中、所管課へ出席を求め、資料に基づいて執行状況等の説明を受けた後、関係書類を確認した。

歳出予算の執行状況等については、繰越事業も含め、概ね計画的、効率的に執行されており、災害からの復旧復興、新型コロナ対策を最優先としながらも、住民福祉の増進、サービスの向上を念頭に法令等に従って適正に遂行されている。

歳入においては、国県からの災害復旧等に係る負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や財政調整基金等を有効に活用して財源の確保に寄与しているとともに、必要な事業へ充当され効果が表れている。

その他関係書類、備品台帳等の管理状況も良好であり、特に指摘すべき事項はないものと認められる。

なお、公金、その他の現金等の取扱いについては、今後も引き続き十分留意されたい。

芦町監第33号
令和3年1月25日

芦北町長 竹崎 一成 様
芦北町議会議員 宮尾 秀行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

令和2年度定期監査【水道事業（公営企業会計）】の結果意見について（報告）
地方自治法第199条第4項の規定に基づき、水道事業（公営企業会計）の監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

1 監査の実施日及び対象課

令和3年1月13日（水） 上下水道課

2 監査の範囲及び方法

令和2年4月1日から12月31日までの財務【水道事業（公営企業会計）】に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているか。また、経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを、提出された資料に基づいて関係職員の説明を聴取して実施した。

3 監査の結果及び意見

本年度は、一般会計・特別会計と同様に令和2年7月豪雨災害対策及び復旧復興対策と、未だ収束が見込めない新型コロナウイルス感染症対策で業務量が増大し苛烈な状況であったが、職員においては通常業務に加え日々の着実な業務遂行に対し、慰労を申し上げるものである。

監査については、予算の執行及び事業の管理は概ね計画的に進められており、関係帳簿類の事務処理についても適正であると認める。

なお、公金、その他の現金等の取扱いについては、今後も引き続き十分留意されたい。